

# 確認しよう 災害時の避難行動

5月20日から避難情報の発令基準や発令内容が変わりました。災害時に適切な避難行動をとることができるよう確認しておきましょう。☎危機管理室(☎6384・1753FAX6337・1631)。



同室ホームページ

## 新しい避難情報に基づく「避難行動」のポイント

これまで発令されていた「避難勧告」は廃止され、「避難指示」として発令されます。

警戒レベル	避難行動など	
5	「緊急安全確保」	災害が間もなく発生するか、すでに発生している状況です。緊急安全確保が発令される前に、必ず <b>全員避難</b> を完了するように心がけてください。
4	「避難指示」	「避難指示」が発令されるときは災害の発生が差し迫り、避難ができるぎりぎりの状況です。対象区域にいる人は、危険な場所から <b>全員避難</b> しましょう。
3	「高齢者等避難」	危険を感じたら自主的に避難をしましょう。避難に時間のかかる高齢者や障がいのある人は、危険な場所から避難しましょう。
2	「注意報」 (気象庁が発令)	<b>⚠ 警戒レベル4までに必ず避難</b> 避難ができないときは、自分の命を守る行動をとりましょう。 洪水などの水害時：近隣の建物の上階へ移動するなど 土砂災害時：崖などの斜面から遠い部屋に移動するなど
1	「早期注意情報」 (気象庁が発令)	

## 避難情報などの入手方法

### 携帯電話やスマートフォンから

インターネットやSNS、防災アプリなどから情報入手できます。

- LINEで「吹田市」を友だち登録し、受信したい情報で「防災」を選ぶと情報が届きます。
- 防災情報メールに登録して地域を選択すると、メールで気象情報や災害情報が受け取れます。



市公式LINEアカウント



防災情報メール

### テレビから

リモコンのdボタンを押すと地域ごとの災害情報が入手できます。



### 携帯電話やテレビを持っていない人は

## 「災害情報自動配信サービス」に登録を

洪水・土砂災害が発生するおそれがあるときの避難情報などを**固定電話**や**ファックス**に配信します。緊急地震速報は配信されません。受信時の通話料などは無料。折り返し電話をしたときは有料です。

### 登録可能な機器

固定電話かファックスのいずれか1つ。

※携帯電話は登録できません。

### 申し込み

所定の用紙を危機管理室へ。用紙は窓口で配布しているほか、市ホームページでもダウンロードできます。

安心安全  
福祉  
教育  
健康  
人権  
環境  
産業  
募集  
その他  
市民活動  
市民  
施設  
すくすく  
すくすく  
すくすく  
すくすく  
広報課のお知らせ  
区画整理事業